

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第10条関係）</p> <p>徴収費用額</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>別表（第10条関係）</p> <p>徴収費用額</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、<u>第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項</u>並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～6 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後に開始される母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の規定に基づく養育医療の給付（以下「給付」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収費用の額について適用し、当該給付のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に終了した給付に係る徴収費用の額については、なお従前の例による。